別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［略］	［略］	第三条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種又は同条第六項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める技術若しくは情報を保有する法人（以下この表において「対象法人」という。）以外の法人	別紙様式第二十四
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種又は対象法人であつて、同条第四項に規定する財務大臣及び事業	別紙様式第二十五

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	［同上］	［同上］	第三条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種	別紙様式第十一
二			対象業種であつて、第三条の二第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二